

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. **企業間の連携**：社会保険労務士事務所として、他の土業や専門家との連携を強化し、組織改革支援、人的資本経営支援、顧問先のテレワーク導入支援に取り組みます。
- b. **IT 実装支援**：労務管理システム、給与計算システムの導入を支援し効率的な業務体制づくりを支援します。
- c. **専門人材マッチング**：地域の社会保険労務士のみならず、他土業やキャリアコンサルタント、産業カウンセラーなどの専門家を外部相談窓口の相談員や研修講師パートナーとして積極的に起用・育成します。これにより、地域の専門家に対し、新しい収益の機会と高度なプレゼンテーションスキルを習得する機会を提供し、地域専門家レベルの底上げを図ります。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

顧客にとって最適な助言、提案などを提供することにより、顧客の事業拡大、事業の安定に資するようサポート・支援を実施します。

2026年1月29日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

杉山友香社会保険労務士事務所
企 業 名 _____ 所長 杉山 友香
役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。